

連結利益の配当可能性をめぐる諸問題

金 井 繁 雅

- (1) はじめに
- (2) 商法会計の目的と連結財務諸表
- (3) 連結財務諸表の商法への導入
- (4) アメリカ州法の配当計算原則
- (5) むすびにかえて

(1) はじめに

わが国において、連結財務諸表制度が証券取引法による企業内容開示制度として実施されるようになったのは、1977年4月1日以後に開始する事業年度からであったので、すでに20年の歳月が経過している。この間、企業を取り巻く環境が著しく変化しており、その変化に対応して、わが国の企業は集団化・多角化・国際化を急速に進めたため、企業業績を連結ベースで評価する必要性がますます高くなってきている。他方では、会計基準の国際的調和化を進める動きも活発になってきている。

この連結財務諸表制度の発足後、その活性化をはかるために、多くの措置が講じられ、現在に至っている。すなわち、1983年には持分法が強制され、これによって連結情報が注目を浴び連結決算の重要性が増大した。1989年には連結財務諸表(Consolidated Financial Statements)の提出期限が個別財務諸表と同じく決算後3ヶ月以内に変更され、1990年にはセグメント情報が連結財務諸表と関連して開示されるようになった。また、1991年にはそれまで添付書類として扱われていた連結財務諸表が有価証券報告書本体の中に組み込まれるようになった。そして、1993年にはセグメント情報が連結財務諸表の注記事項となり監査対象にもなり、また、子会社の連結範囲ならびに非連結子会社および関連会社の持分法適用範囲について、いわゆる「10%⁽¹⁾基準」が存在していたが、この基準が撤廃され、連結などの範囲に関する重要性の判断は実質基準⁽²⁾によることとなった。

また、本年6月6日には、大蔵省企業会計審議会より「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表され、連結情報を中心とするディスクロージャーへの転換が図られており、連結財務諸表制度に大きな変革をもたらすものとして期待されている。

しかし、この新しい連結財務諸表制度によって連結情報はかなり充実するものと予想されるが、これによって環境状況の変化に対応した改革がすべて終了したというわけではなく、今な

お検討すべき問題が残されていると思われる。例えば、商法への連結決算制度の導入の可否や連結納税制度の確立などが挙げられよう。

本稿においては、企業集団の頂点に位置する親会社が配当を行う場合、その個別財務諸表に基づくのではなく、連結財務諸表上の連結利益に基づいて配当額を計算すべきかどうかという問題に焦点をあて、商法への連結決算制度の導入にかかわる諸問題を考察することにする。

(2) 商法会計の目的と連結財務諸表

わが国の商法はドイツの大陸法系の商法思想の流れをくむものであり、その法理念は主として債権者保護である。⁽³⁾すなわち、株主持分権者である株主は自己の出資額を限度とする有限責任を負担すれば良く（株主有限責任制）、商法はその290条において、配当可能利益の限度額を規制している。配当可能利益の限度額を定めるという考え方は、それに見合う資産額を企業内に拘束することを意味しており、それが債権者保護に結びつくと考えられている。

通常、商法の会社の計算規定には、利益配当機能と情報開示機能という2つの機能が具備されていると言われている。つまり、商法会計のなかには、株主や会社債権者に対する情報の報告ないし開示を目的とする面と、利益配当規制との関係で配当可能利益の算定を目的とする面との両面がある。⁽⁴⁾利益配当機能については、利益の配当（第290条）および中間配当（第293条ノ5）などが関連しており、また、情報開示機能については、計算書類・監査報告書の公示（282条）、株主の帳簿閲覧権およびその拒絶（第293条ノ6、第293条ノ7）などが関連している。

従来、会計に関わる商法上の利益配当機能と情報開示機能という2つの機能、証券取引法に基づく会計制度との関連性および両機能の商法上の切り離しなどについての議論が数多く行われきた。⁽⁵⁾わが国においては、商法に基づく商法会計制度、証券取引法を法令上の根拠とする企業会計制度（証券取引法会計制度）および税法に基づく税法会計制度がお互いに密接に結びついているといういわゆる「トライアングル体制」⁽⁶⁾が採用されている。この体制は、経済安定本部企業会計基準審議会とその後身である大蔵省企業会計審議会による「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」（1951年）、「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」（1952年）および「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」（1960年）などと深く関係している。

これらの意見書を反映して、取得原価主義、繰延資産および引当金等の概念の採用や追加承認、さらには未実現利益の計上禁止や利益配当に対する制限規定等の設定を通して、財産法的思考を払拭し、期間損益計算を前提とした会計帳簿に基づく誘導法による損益法的思考の採用を主たる内容とする1962年商法改正および1974年商法改正へと結実したものと思われる。これは、商法における利益配当機能（配当規制）および情報開示機能（開示規制）を具体化したものと指摘されている。⁽⁷⁾

一方、連結財務諸表制度は前述したように証券取引法のもとで確立された制度であり、連結財務諸表という概念は商法上存在していない。⁽⁸⁾したがって、周知のように、商法は従来から一

貫して、連結財務諸表の作成を要求していない。すなわち、現行商法は会社の貸借対照表および損益計算書は定時株主総会の招集通知に添付して株主に送付することを要求している（商法第283条2項）が、当然のことながら、連結財務諸表の株主への送付はありえない。

何故に商法が連結財務諸表の作成を要求していないのかについての理由として、一般的には、次のようなことが指摘できる。

①商法はそもそも配当規制を個別ベースで行っているのであるから、配当規制を連結ベースに変更しない限り、連結財務諸表の作成を義務づける根拠は存在しない。

②証券取引法のように公開会社だけを対象とするのではなく、商法はすべての規模の会社をその対象とするため、作成にかなりの時間と労力を要する連結財務諸表の作成を要求することは適切ではない。

③いまだわが国では連結財務報告実務が成熟していないため、それを商法上にも導入することは時期尚早である。

④わが国では連結納税制度⁽⁹⁾が導入されていないため、確定決算主義の観点からも商法上、連結財務諸表制度を導入する必要性はないものと考えられる。⁽¹⁰⁾

しかしながら、①については、配当規制が連結ベースで行われていなくとも、商法上の情報開示機能の充実という観点から見れば、連結財務諸表の作成を義務づける根拠は存在すると言えよう。②については、連結財務諸表の作成に時間と労力を要すと言っても、近年のコンピュータ等の情報機器の目覚ましい発展により、連結財務諸表は迅速にかつ低コストで作成されるようになってきている。③については、制度導入後20年経過しており、連結財務報告実務が資本市場において、かなり定着している状況を考えれば、実務が未成熟であるとはいえないであろう。また、④に関しては、現在主張されている連結納税制度は、個別法人の決算や課税所得計算を超越して結合企業全体の連結納税額が計算されるというのではなく、あくまでも個別法人の課税損益を相殺するか、あるいは個別法人の課税損益を基礎としてワークシート方式で連結申告所得調整をすると言う内容のものであり、個別法人の申告計算と切り離された別個の計算ではないから、個別法人の課税所得計算に確定決算主義を採用していることや、商法で連結決算を採用していないことは基本的には無関係であるという指摘がなされるであろう。⁽¹¹⁾

債権者保護を主目的とする商法による配当規制についての問題点は、わが国への連結財務諸表制度導入の大きな契機の一つであった支配従属会社間（親子会社間）の利益操作による「見せかけの利益」の排除という情報開示上の要請が果たして配当規制の面でも必要となるかという問題である。例えば、親会社による子会社への土地売却による利益の計上は、形式的には実現していても、企業集団内での資産の移動による当該資産の評価替えと見なすことができ、その計上利益は「企業グループ内評価益」と考えることができる。⁽¹²⁾ また、親会社がその支配する会社に対して架空の債権を有するものとして、その製品を時価を超えて子会社に売却し、子会社がそれを安価で販売したような場合には、親会社の個別財務諸表には配当可能利益は計上されるが、⁽¹³⁾ 連結財務諸表には利益が計上されないことになる。

言うまでもなく、先に触れたように、商法は連結財務諸表の作成を要求していないのであるから、配当可能利益の計算は個別財務諸表に基づいて行われることになる。しかし、このような配当計算原則は、大きな問題点をかかえているといえる。その1つは上記の見せかけの利益を配当可能利益から排除できないことである。⁽¹⁴⁾その結果、商法本来の主目的である債権者保護を果たすことが不可能となってしまう。つまり、債権者の利益を害する危険性が十分にあるとすることができる。

(3) 連結財務諸表の商法への導入

かなり以前のことであるが、1967年に大蔵省企業会計審議会は「連結財務諸表に関する意見書」を答申しており、その中で連結財務諸表作成に関する基準を示しているが、「連結財務諸表を採用する方向において必要な措置について検討の要がある。」と述べており、これは、商法上の制度として連結財務諸表制度が採用されることが望ましいことを表明しているものと考えられる。⁽¹⁵⁾商法が連結財務諸表制度を採用する場合、問題となることは、連結剰余金を親会社の配当制限に係る関係させるか否かである。上記の意見書の注解では、配当については、個別財務諸表を基礎とすることを当然のこととして述べているが、これは現行商法について、解釈論として建前を述べているに過ぎないわけである。もちろん、支配従属という関係があっても、企業集団を構成するそれぞれの会社が独立の法人である以上、配当可能利益の計算については、それぞれの個別財務諸表上の利益に基づかざるを得ないと思われる。しかし、法的形式よりも経済的実態を重視するならば、支配従属関係にある会社は、経済的には同一体であり、時として支配会社が従属会社の犠牲において利益を捻出する場合があることを考慮すると、例えば、支配会社の配当のためには、親会社個別財務諸表上の利益の存在ばかりでなく、連結財務諸表上の利益の存在が必要であって、これらの両利益の重なる範囲内においてのみ、配当を認めるという制度も考えられないわけではないとする指摘もみられる。⁽¹⁶⁾

連結財務諸表制度を商法へ導入する場合の問題点としては、2つの側面に分けて考察することが適切である。つまり、1つは、連結財務諸表制度に単に情報開示機能だけを具備させるという場合であり、もう1つは、情報開示機能だけでなく利益配当機能をも具備させるという場合である。従来、論じられてきた多くは、主として前者の場合、すなわち開示規制として連結財務諸表制度を商法に導入することであった。連結財務諸表の作成を配当可能利益の算定の一助とするために要求するのか、グループの財政状態の表示のためのみに要求するのか、また、すべての会社に適用するのか、証券取引法に基づいて財務諸表を提出する会社のみにも適用するのかによって法的規制の態様も異なることになるので、いかなる視点から導入を考察するかを明確にしておかなければならない。商法の計算規定の多くが情報開示機能と同時に配当規制機能をも有していることを考えれば、連結財務諸表制度を商法に導入する場合においても、情報開示だけでなく配当規制という面も考慮に入れる必要があると思われる。⁽¹⁷⁾

商法は債権者保護と配当可能利益計算という面からは、あくまでも個別財務諸表を念頭に置

いていることは明らかである。最近の大規模子会社を有する会社の株価算定に対する判例においても、親子会社間の関係について次のような解釈が採られている。その判例とは「親子会社については連結決算を見なければ全体的な財務状態を的確に捉えることが出来ない場合が多いであろうし、企業集団というものが1つの社会的・経済的実態をもつこと、子会社の資産・経営状態が親会社の株価に影響を与えることは否定しがたい事実であろう。しかし、親会社と子会社は、別個の法人格を有しているのであるから、計算は会社ごとに行われるわけで、子会社の資産や収益がすべて親会社の資産・収益になるものではないし、親会社が子会社の全株式を保有する場合でない限り、親会社が自己の利益のために子会社の利益を度外視して自由にこれを支配することも困難と思われる。」⁽¹⁸⁾というものである。この判例からは、商法は連結財務諸表の有用性は認めながらも100%所有の子会社以外は支配を否定的に捉えている。⁽¹⁹⁾つまり、商法においては、法的形式の立場から、個々の法人格を無視することはできないとする法的独立主体を根拠として、配当可能限度額の計算は個別財務諸表に準拠するという考え方が生まれる。

この法的独立主体を会計的に考察してみると、株主の利益決定の問題と会社それ自体の利益決定の問題とは明確に峻別されなければならないということになる。つまり、会社が獲得した利益は、その会社の株式の価値を高めることにはなるが、そのような利益によって株主が利益を得たといえるのは配当宣言があり、実際に配当がなされた時である。また、会社の利益剰余金は、まさに会社に累積した利益であって、他の会社の剰余金と合算したものではない。さらに、法的独立主体を認めるということは、子会社に親会社とは区別された会計帳簿を維持させることを意味しており、これを無視して連結ベースで配当することは、あたかも子会社の利益が親会社の利益であるかのように考えるものであり、親会社への子会社の配当宣言に関する法的制限を無視するものである。したがって、子会社に配当可能利益が存在しているとしても、その利益は親会社の未実現利益にほかならないのであり、子会社による配当宣言および実際の配当が行われない限り、それは親会社の配当原資とはなりえない。すなわち、配当原資は個々の会社に蓄積されたものに限られることになる。

経済的実質的には一体の企業といえども、それだけでは、現行法上、結合企業のそれぞれの会社は法律的形式的にはそれぞれ別個の法人格を有しているところから、親会社といえども子会社の利益については、子会社が配当宣言をなさない限り、親会社は勝手にそれを親会社の株主に分配することができないと解するのが妥当である。もし、これを認めるとすれば、株主に対して、⁽²⁰⁾いわば法人格否認の法理を認めることになる。⁽²¹⁾

このような法的独立主体に基づく議論は説得力に富むものとはいえ、現代の経済社会においては、企業集団こそが主たる経済主体であり、これらの企業集団は運命を共にするほどその結び付きは強いとも考えられる。したがって、これらの企業集団は、経済実質的には単一事業体とみなしうることができ、その実質面を強調すれば、その配当可能利益の算定を連結財務諸表に基づいて行うことのほうが合理的であるともいえよう。また、上述した「見せかけの利益」の配当を防止し、子会社を利用した粉飾決算を防止するために、開示機能を持つ連結財務諸表

の導入が不可欠であることはいうまでもなく、親会社の配当可能利益算定の基準として、連結財務諸表制度が商法へ導入されることも必要であると考えられる。

しかしながら、このような考え方は旧来より少数意見であり、企業会計審議会の「連結財務諸表に関する意見書」(1967)も「配当時についての法的規制等は、個別財務諸表によって処理されるものである。」としている。

たしかに、当時は連結財務諸表を商法へ導入すべしとする意見は稀であったが、1981年の商法改正の際に提案されたことがあった。すなわち、1979年の法務省民事局参事官室「株式会社の計算・公開に関する改正試案」がそれである。試案の四の連結開示制度のところで「1. 会計監査人の監査を受けなければならない会社にあつては、取締役は毎決算期に法務省令に定めるところにより、連結貸借対照表及び連結損益計算書を作成し、これを株主に送付しなければならない。」と規定していたのである。まさに、連結財務諸表を直接に商法へ導入することを意図していたわけである。

この試案に対しては、特に経済界から強い反対意見が提起され、結局、当時においては、連結財務諸表制度は証券取引法上もまだ十分に定着したものと言うことはできず、その必要性は認められるとしても、商法上、これを導入することは時期尚早であり、また、株主に送付しても、その内容がどの程度理解されるかは疑問であるとして、その改正が見送られた経緯がある。

ところで、次に、証券取引法上、連結財務諸表制度が存在しているにもかかわらず、商法上、連結財務諸表を導入する意義はどこにあるのかを問題にしなければならない。その意義については、①連結財務諸表制度適用の範囲が拡大されることがあげられる。つまり、証券取引法のもとでは、適用範囲は主として上場企業に限定されるが、商法導入によってすべての結合企業がその対象となる。②株主に対して、直接に連結財務諸表を送付することによって、株主の投資意思決定判断に資することができる。つまり、証券取引所に上場されている親会社においては利益が計上され、利益配当を行っているのに対し、企業集団全体を表示する連結財務諸表上の決算では利益は計上されていないという現象が生じていて、これが倒産へのシグナルを示す重大な情報であったにもかかわらず、一般の投資家には必ずしも十分に知らされていなかったなどということがあげられる。⁽²³⁾

以上の考察により、法人格の独立という重大な問題はあるが、現在の企業集団が一体として行動していると見なすことができるならば、連結財務諸表制度に情報開示機能と利益配当機能を持たせ、連結財務諸表を商法へ導入して、少なくとも、親会社の配当可能利益の計算は、連結財務諸表に基づいて計算するべきであろうと考えられる。しかし、そのように簡単に結論づけることができない問題が未だ残されている。それは、配当計算と配当支払いの関係である。つまり、配当可能限度額の計算を連結財務諸表に基づいて行うとしても、実際の配当支払いは親会社が行うことになり、この場合、果たして配当可能限度額に相当する配当原資が存在するかどうかという問題である。この問題は、アメリカの州法での配当計算原則との比較で考察するのが良いと考えられるので、次節で検討することとする。

(4) アメリカ州法の配当計算原則

連結財務諸表の実務が最も古くから行われ、普及しているのはアメリカである。連結財務諸表の必要性を生み出した状況の変化は、各会社がそれぞれ孤立してではなく、企業集団を形成して、商工業活動を行うようになった結果として持株会社（holding company）が出現したことである。この変化は、20世紀初頭前後頃に合併（merger）が盛んに行われた時期にアメリカにおいて初めて生じた。この時期の企業結合の主な特徴は持株会社であり、この形態の会社はそれ自体営業活動単位ではなく、その資産は多くの営業活動単位の株式への投資から成り立って⁽²⁴⁾いた。

アメリカでは連結財務諸表は主要財務諸表として、この時期つまり今世紀の変わり目頃から次第に公表されはじめ、1930年代にはすでに制度化されて⁽²⁵⁾いた。通説によれば、アメリカでの最初の連結財務諸表は1892年に National Lead Company が作成したものであり、General Electric Company もその2年後の1894年から連結財務諸表を公表している。有名なのは1902年12月31日付で作成された U.S.Steel 社の連結財務諸表である。⁽²⁶⁾そこでは、当時すでに、連結利益は配当可能利益として処理されており、連結会計が普及するにつれて、他の多くの一般会社でも連結利益は配当可能利益として位置づけられていたと考えられる。

アメリカにおいては、実務としての親会社個別財務諸表は過去半世紀の間に、次第に公表財務諸表としての地位を失い、今日では、ほとんど公表されることはなくなってしまっている。つまり、本来ならば、親会社という法実体の財務諸表たりえない連結財務諸表をもって、親会社個別財務諸表の拡張された代替表として利用するという実務が確立しており、アメリカ連結会計実務の大勢は、少なくとも、開示領域においては、個別会計というものは存在しておらず、連結会計だけが存在しているといえる。換言すれば、「連結財務諸表を親会社個別財務諸表⁽²⁷⁾の代替表として意義づけ、後者を同次元的に拡張することによって前者を作成する」という考え方をとっている。

このように、アメリカでは、株主や顧客等に配布する Annual Report 等に含まれる財務諸表は、原則として連結財務諸表である。個別財務諸表は、規制当局の依頼等に基づく特別目的にしか使われないのが通常である。現在の会計基準設定主体である FASB が公表している Statement No.94 “Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries” の中でも、子会社を持つ企業の場合、連結財務諸表が主たる財務諸表となる旨が規定されており、会計基準の中でも連結財務諸表の位置付けが明確に⁽²⁸⁾されている。

連結財務諸表の発展過程において、アメリカ証券取引委員会(SEC)は、1933年証券法(Securities Act of 1933)および1934年証券取引法(Securities Exchange Act of 1934)によって、連結財務諸表を含む報告書の形式や内容を規定する権限が与えられたわけであり、通常、これをもってアメリカにおける連結財務諸表の法制化がなされたものと考えられて⁽²⁹⁾いる。この発展過程において、このような証券諸法による制度化は重要な意味を持つ。つまり、これらの証券諸法は、1929年の大恐慌で大きな打撃を受けた証券市場を立て直すため、ニューディール政策

の一環として制定されたものであるので、それまでの実務に対する見直しやその理論的検討も行われることとなった。

連結利益の配当可能性を考察する場合、重要な示唆を与えてくれるものとして、1942年に起きた非常に有名な *Cintas v. American Car & Foundry Co.* 事件がある。⁽³⁰⁾ この事件は連結財務諸表が配当可能利益算定の基準となるかどうか、つまり子会社の利益を配当可能利益に含めることの合法性を争ったものである。この事件では、被告である American Car & Foundry Co. は配当を連結ベースにより計算すべきであると主張し、原告である同社の優先株主は配当を個別ベースにより計算すべきであると主張したわけであるが、裁判所は法実体や会社の独立性を根拠として、原告勝訴とする判決を下している。つまり、裁判所の判断は非連結基準を妥当としたのであった。したがって、少なくともこの限りで、親会社ならびに子会社はそれぞれ独立の実体として認められたわけであり、結局、連結基準での配当を否定したのである。

この事件において注目すべき点は、原告、被告双方それぞれの主張の正当性を裏付けるために、双方において会計専門家による会計宣誓供述書 (accounting affidavits)⁽³¹⁾ が提出されたことであった。なかでも、個別ベースでの配当計算を主張する者 (Julius E. Flink) によると、すでに触れた法実体独立性を根拠として、子会社に配当可能利益が存在していても、それは親会社にとっては未実現利益であり、子会社による配当宣言等が行われない限り、それは親会社の配当財源になり得ないと主張し、また同様な立場から個別ベースでの配当計算を主張する者 (Carol F. Hall) によれば、子会社の利益を親会社の配当可能利益に含めるには、親会社は個別ベースで持分法 (Equity Method) を採用していなければならないと主張している。それにもかかわらず、被告たる親会社はそれを怠っていたわけである。結局、連結利益剰余金をもって配当可能利益となしうるかは、親会社の帳簿上で持分法を採用しうるか否かという問題に帰結することになる。

持分法の特徴は、投資勘定の貸借対照表価額が被投資者の株主持分の上昇および下落に応じて評価増または評価減されることであり、その評価増ないし評価減は親会社の利益に加えられ⁽³²⁾るか控除されることになる。したがって、持分法とは、投資勘定の評価方法であって、投資取得時にはその取得原価で投資勘定に記入するが、それ以後は被投資会社の純資産および損益の変動が投資勘定の変動として反映されるよう記帳する方法をいう。アメリカにおいては、1971年に APB 意見書18号⁽³³⁾が公表されるまでは、国内の非連結子会社株式の評価についてのみ連結財務諸表上で持分法の採用を義務づけていた。しかし、この18号では、「本意見書は、子会社の普通株式への投資に対する持分法による会計処理の適用の可能性を明らかにするとともに、合併事業法人への普通株式投資および他の普通株式投資に対する持分法による会計処理の適用範囲を拡張するものである。また、本意見書は、第一次的決算報告主体の財務諸表として株主への公表用に作成される親会社の個別財務諸表に掲記される投資勘定に対しても適用されるものとする。」⁽³⁴⁾と述べられているように、持分法の適用範囲を大幅に拡大し、他会社の議決権付株式の20%以上を所有し、かつ被投資会社の営業および財務の方針に重大な影響を及ぼす投資会社

の投資勘定にも持分法を適用することを強制した。更に18号は、親会社の個別財務諸表が公表される場合には、連結ベースではもちろんのこと、個別ベースでも義務づけるという改正であった。⁽³⁵⁾

連結利益の配当可能性をめぐる論議は、連結会計の生成当初から、実務の展開や制度化を通して絶えず行われてきたが、こうした議論は州会社法上の配当規制に大きな影響を与えたものと思われる。つまり、州会社法での連結財務諸表ベースでの配当計算の容認として結実したのである。具体的には、連結利益の配当可能性という問題は、後述する1963年改正のペンシルヴァニア会社法と1975年改正のカリフォルニア会社法において大きな進展がみられたとすることができる。⁽³⁶⁾

従来、連結剰余金の配当可能性については、1932年 AIA 株式取引協力特別委員会による勧告に基づいて1934年に採択されたルールが GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) として機能したといえる。このルールは、取得日に存在する子会社利益剰余金は連結剰余金を構成しないと言うものであり、以後20年以上に亘って、連結会計を支配していた。つまり、会社の取得にあたって利益剰余金の引継ぎはできないものと解されていた。

しかし、1957年の ARB48号はこのルールに重大な変更を加えている。すなわち、①対象を法律上の合併に限定せず、当該会社が親会社として存続する企業結合にまで拡大し、②当該企業結合が持分プーリングとみなされ、かつ当該会社が親会社として存続する場合、連結財務諸表において子会社の利益剰余金を合算するのが適切であるとしている。⁽³⁷⁾ GAAP が法律上の合併以外の企業結合をも対象とし、持分プーリングとみなされる企業結合にも子会社利益剰余金の引継ぎを認めたのである。この ARB48号は1950年代の終りから展開された会社法改正の契機となった。

前述したように、最も早く連結財務諸表を制度化したアメリカでは、証券取引法が上場会社の準拠法として影響力を有しているが、そこでの連結財務諸表は、主としてディスクロージャーを目的とするものであり、利益配当に関しては各州の会社法が準拠法となる。

そのアメリカにおいて、ペンシルヴァニア州とカリフォルニア州が、順次連結財務諸表に基づいて配当可能利益を算出することを認めるに至った。ペンシルヴァニア会社法は、1933年に制定されたが、1963年に改正がなされ、その改正法において、親会社に配当すべき利益が全くないか、あるいは十分にはない場合でも、子会社に利益がある結果、連結財務諸表上、連結利益剰余金があれば、その範囲内で親会社の株主に配当することができることと規定した。すなわち、その第702条 A 項第 4 号として次のような規定が追加された。「アメリカ合衆国の一州、準州および占領地の法律の下で設立された会社が、配当時において利益剰余金を有せず、または、配当の結果、利益剰余金を消失する場合でも、当該会社とその過半数所有の子会社の未処分、無制限ならびに無留保の連結利益剰余金 (the aggregate undistributed, unrestricted and unreserved consolidated earned surplus) の存在する限り、その範囲まで無制限資本剰余金から現金ないし現物の配当を宣言し、支払うことを認める。以上の連結利益剰余金を計算する場

合は、当該会社とその過半数所有の子会社の財務諸表より、内部取引にかかる項目を消去し、本項に従って、それまで支払われたすべての配当金の合計に等しい金額を控除して連結すべきものとする。このような配当が行われる場合には、その配当額は、上記の連結利益剰余金を超過することなく資本剰余金の限度内の支払いに一致すべきものとする。」と規定している。また、この規定によって、会社の取締役会は、大抵の場合、親会社が個別ベースで利益剰余金を有していようとなかろうと、親会社および子会社の連結利益剰余金の範囲で配当宣言ができることになる。⁽³⁸⁾

したがって、ペンシルヴァニア会社法では、配当原資は利益剰余金であるが、場合によっては資本剰余金である。すなわち、子会社に利益が生じたならば、それによる未実現評価額が親会社個別財務諸表の資本剰余金の項目に記入され、第702条 B 項によって、それは優先株への配当原資となる。子会社に配当宣言や実際の配当支払いがあれば、資本剰余金に記帳されていた未実現評価額は実現されたものとして利益剰余金に移記され、普通株への配当原資を構成する。⁽³⁹⁾

以上の点から、ペンシルヴァニア会社法においては、親会社に利益が存しなくても、連結財務諸表上、連結利益剰余金が存する限り、一定の範囲内で、その連結利益剰余金を配当限度額として、かつ配当原資は親会社の個別財務諸表により、親会社の株主に配当されることになる。したがって、この配当原則のもとでは、子会社利益が未実現評価額として資本剰余金に記入され、その資本剰余金は、取締役会の決議により優先株に、さらに株主の承認という条件を充足すれば普通株に対する配当原資となる結果、連結ベースでの配当という上述の規定は、配当限度額は言うまでもなく配当原資をも連結ベースによるとする結論とほとんど同一の効果を与えることになる。しかしこの配当原則は、親会社の個別貸借対照表においても、子会社株式の評価について持分法を採用することによって子会社の留保利益が親会社の個別貸借対照表の資本剰余金 (Capital Surplus) に計上され、しかも、資本剰余金は株主総会の普通決議があれば株主に配当できるというアメリカの州法上支配的な法規則を前提とすれば、資本剰余金の一部を取締役会の承認のみで配当できることを定めたものというにすぎず、わが国で考えるほど彼国では革命的な配当規則ともいえないという指摘もなされている。⁽⁴⁰⁾

この州法は、歴史上はじめて部分的であれ、連結ベースでの配当を認めた。つまり、親会社の個別財務諸表上、利益剰余金がないか、もしくはなくなることを前提とした場合、連結財務諸表上の連結剰余金を配当可能原資として例外的に子会社利益剰余金からの配当を認めたのである。従来から堅持されてきた配当法の立場は、子会社の利益剰余金が配当として親会社に支払われるまでは、それを親会社の配当可能利益に何ら反映させないというものであった。したがって、この改正法は伝統的立場の妥当性を見直すことを意味していた。すなわち、一定の条件のもとであれ、連結財務諸表を単なる開示だけでなく、配当規制の基準とした意義は大きいものと思われる。これは、子会社利益剰余金を親会社の配当可能限度額へ組み込む道を開いた点で注目すべき規定であった。⁽⁴¹⁾

一方、カリフォルニア会社法は、1931年に制定されたが、1975年に改正され、その後1976年

に附加的改正をした上で、1977年1月1日から施行されている⁽⁴²⁾。従来の会社法の伝統的立場は、前述のように、個別ベースでの配当可能利益計算であったが、この場合、持分法によって認識された利益は果たして配当可能か否かということが問題となる。一般的な解釈では、それを未実現増価とみなし、配当不能とするか、あるいは、会社法との調整を図るため、そのような利益をいったん未実現利益とし、それが実際に支払われたときに実現利益として処理するというものであろう。

1975年改正のカリフォルニア会社法では、その114条で次のような規定が定められている。すなわち「別段の定めある場合を除き、本法にいう財務諸表とは、会社がその子会社を有している場合には、その親会社と、その時に適用し得る一般に認められた会計原則（GAAP）のもとで、その連結財務諸表に含めることが要求もしくは許容される子会社の連結財務諸表を意味し、かつ本法でいう会計項目とは、そのような連結財務諸表に従い連結基準で決定される項目をいう。」とされている。この114条の論点は、①利益配当は連結財務諸表に基づいてなされること。②連結方法に関しては一般に認められた会計原則に準拠することという二点に要約される。つまり、旧法と大きく相違して、改正法は株主への分配の適切性の検証を含む会計上の決定（accounting determination）は、GAAPが要求ないしは承認する場合には、連結ベースでなされなければならないことを要求している。GAAPの採用からもたらされる意義は、GAAPとは異なった会計原則に照らして決定された先例は採用できないということ、独立会計士（independent accountants）の役割の増大、および会計について発生主義（accrual method）⁽⁴³⁾の採用が強制されることであるといわれている。

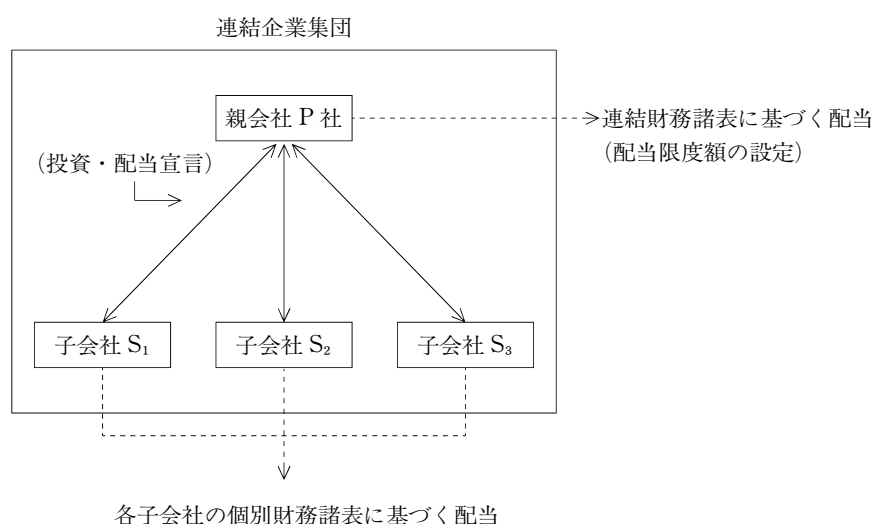
通常、現金配当または現物配当を宣言することについて、会社は2つの要件を満たさなければならない。第一に、会社は支払不能（insolvent）になることなしに、資産を分配することができなくてはならない。第二に、利益剰余金のように法的に配当支払に利用できる正味財産（net worth）が存在しなければならない。配当に関する現在の法規定を分析すると、法的配当財源問題における個々の法規には首尾一貫性がないことが明らかとなる。⁽⁴⁴⁾

カリフォルニア会社法の配当規制に関しては、その第500条および第501条に規定されている。配当規制の構造では、留保利益基準（500条a項）と財政状態基準（500条b項）という2つの選択的基準から配当計算が構成されている。留保利益基準は分配直前の当該会社の留保利益額が提案された分配額以上であることという基準である。また、財政状態基準は当該会社の資産総額がその負債総額の少なくとも1.25倍あること、かつ、当該会社の流動資産が少なくともその流動負債に等しいこと、すなわち、流動比率が100%以上であることという基準である。第501条はこれらの選択的基準を補完する支払不能禁止基準を定めている。つまり、分配を行う会社またはその子会社が債務を支払期限内に弁済することができない恐れがあるか、または分配の結果そのような恐れがある場合には、会社またはその子会社は当該会社の株主に対して配当することができないという基準である。⁽⁴⁵⁾これらの配当計算規定は、伝統的な配当計算基準（利益剰余金基準）を全面的に廃棄したものと解することができる。

配当可能原資を定めた500条は、配当可能財源を GAAP に従って作成された財務諸表に基づいて行うべきことも規定しているので、上記の114条の規定によって連結ベースによる配当可能利益の計算が義務づけられたことになる。このことは、GAAP に従い、持分法によって認識された利益の配当可能性を認めることに等しいことになる。⁽⁴⁶⁾

この規定の意味することは、配当可能利益の算定基準として連結財務諸表によることが定められ、ここでいう連結財務諸表は「一般に認められた会計原則 (GAAP)」に準拠して作成されることを定めている。このカリフォルニア会社法の場合、ペンシルヴァニア会社法と異なり、一定の条件のもとではなく、GAAP に基づいて作成される連結財務諸表が配当可能利益計算の全面的な基準として認められたわけであり、その意味において、画期的な規定であり、慣行ではなく、はじめて制度として確立したものといえる。しかし、注意すべき点は、制度化がなされたとはいえ、連結財務諸表上に計上される連結利益が直接に配当可能利益となったわけではなく、連結企業集団を構成する各会社はそれぞれ別個の法人格を有するものであるから、利益処分は個々の会社でなされることになる。すなわち、各子会社において配当宣言があり、親会社にこれを移転した後に、親会社は利益処分できるのである。

したがって、配当可能利益が連結剰余金の限度まで拡大されるという意味に解釈されるべきである。この状況を図示すれば下記のようなになる。



配当原資については、ペンシルヴァニア会社法が親会社の資本剰余金を媒介として、連結剰余金を配当可能利益としたが、カリフォルニア会社法はあくまでも親会社個別財務諸表の利益剰余金を配当原資の基礎とする構造になっている。つまり、連結利益を配当可能限度額のベースとしているが、配当原資は親会社個別財務諸表上の利益に求めるという構造になっている。

上記の2つの州法が連結基準での配当規制をもつ前提は、主要計算書としての連結財務諸表

の存在は当然として、持分法が個別財務諸表で採用されていることである。個別財務諸表で持分法を採用すれば、そこでの個別利益は連結財務諸表と一致することになる。個別利益と連結利益が近似することによって、連結利益の配当可能性を認めるという論理展開になると思われるのである。

(5) むすびにかえて

従来の議論の多くは、企業集団を構成する個々の会社の法的独立性を根拠にして、連結財務諸表に基づく利益配当の妥当性を否定してきた。しかし、連結財務諸表の商法導入が問題になっている現在、その議論が主に情報開示を中心として展開されているものの、アメリカにおけるペンシルヴァニア会社法とカリフォルニア会社法の立法例は大きな示唆を与えてくれるものと思われる。

ペンシルヴァニア会社法は、その配当規制については、わが国と同じく資本維持原則を採用しており、また、連結財務諸表と個別財務諸表との密接な関係を維持しており、個別財務諸表を原則としながらも、親会社に利益がなくとも連結利益がある場合には配当し得ることを法定している。他方、カリフォルニア会社法は、その配当規制は資本維持原則を放棄した画期的なものであり、また、連結ベースのみの配当という制度を敷いている。わが国において、連結ベースによる配当の導入を考えると、カリフォルニア会社法よりも、ペンシルヴァニア会社法の方が導入しやすいということは少なくともいえる。⁽⁴⁷⁾

本年6月に公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」の主要な課題の1つは、個別決算中心から連結決算中心に方向を逆転しようとするものである。連結財務諸表が「主」となり、個別財務諸表が「従」という位置づけになる。しかし、以上の考察より、法的思考と調整しつつ経済的実態を重視する立場に立脚すれば、連結財務諸表に利益配当機能を持たせた連結中心の体制が一定の可能性を持ちうるのではないかと推察される。ただし、これには、乗り越えなければならない大きな障害が横たわっている。前述してきたように、親会社の個別財務諸表へ持分法を適用することによって、はじめて連結財務諸表上の利益が配当基準となりうるわけである。しかしながら、「子会社株式の評価に持分法を採用し、子会社の利益が親会社の個別財務諸表上に評価益として上がってくる、それを親会社は事実上コントロールできるからという理由をつけて配当可能利益に含めるといようなしかたで配当規制を改めるということになれば、法律論としてみると、かなり抵抗がある」という発言もあるが、法律論としてではなく、経済的観点から見れば、完全所有ないしはかなり高い割合で所有している子会社の場合は、子会社を実質的に支配しており、持分法による評価益を配当可能利益に加えることも可能であろう。

持分法は、アメリカを除くほとんどの国において、個別財務諸表には適用されていない。わが国においても、個別財務諸表における関係会社の投資勘定を評価する会計手法として持分法を適用することは認められていない。しかし、国際的には、次第に持分法が個別財務諸表にも

適用されるようになるものと推察される。

したがって、わが国の商法との関連で生じる問題を解決しなければならない。すなわち、商法285条ノ6との関連で、現行商法の改正を含む大きな問題が生じてしまう。つまり、持分法を適用するには、株式の評価益を認める規定を新設しなければならない。この評価益を容認する規定が制定されなければ、連結利益を配当基準として位置づけること、すなわち、開示機能だけでなく配当機能をも具備した連結財務諸表制度を商法へ導入することは不可能であるといえる。しかしながら、現行商法の体制をそのまま維持していくとすれば、親会社から子会社への仮想売上に基づく未実現利益が配当可能利益に混入することなどにより、商法の主要目的である債権者保護という思考に反してしまう恐れが十分にあることも事実である。

連結中心の体制が展開されていくなかで、開示規制と配当規制をめぐる困難で複雑な問題を制度的にもまた理論的にも十分に検討していかなければならないといえよう。

(注)

- (1) 子会社はすべて連結の範囲に含めることを原則とするが、実務上の対応を考慮して、子会社の規模等で重要性の乏しいものについては、これを連結の範囲から除くことができた。その具体的な量的基準については、旧連結財務諸表規則取扱要領第13において、資産、売上高および利益の割合がいずれも10%以下とするいわゆる「10%基準」が定められ、この基準が実務上の指針とされてきた。
- (2) 白鳥栄一「連結決算制度の回顧と課題」企業会計47巻11号、24-26頁。
- (3) 武田隆二「最新財務諸表論（第5版）」中央経済社、1995、40頁。
- (4) 神田秀樹「商法会計のゆくえ」企業会計48巻9号、26頁。
- (5) 必要な分離は企業会計と商法会計との分離ではなく、企業会計および商法会計のうちの開示目的会計（情報伝達のための会計）と商法会計のうちの配当可能利益算定のための会計との分離であって、その意味では、商法会計のなかにおける2つの会計の分離こそが課題であるとして、この観点から、それぞれの会計の将来像を論じるべきであるとの指摘もみられる。
神田秀樹「前掲論文」26-29頁。
- (6) 新井清光、白鳥庄之助「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」JICPA ジャーナル、1991、10月、23-33頁。
新井清光「日本の企業会計制度一回顧と展望」早稲田商学第373号、1997、7月、135-181頁。
- (7) 杉本徳栄「制度会計の課題と展望」竜谷大学経営学部編「現代日本企業の情報と会計」文眞堂、1996年所収、131頁。
- (8) ただし、商法本体ではないが商法計算書類規則第45条1項3号において、営業報告書には親会社との関係、重要な子会社の状況、その他の重要な企業結合の状況（その経過および成果を含む）を記載することとされている。これは1988年6月に実施された計算書類規則の改正により、営業報告書に記載する重要な企業結合の状況について会社名、出資状況、主要な事業内容等の静的な状況のほか、企業結合関係の経過および成果（売上高、利益等）の動的な状況の記載も併せて行う旨を明文をもって示されたことによるものである。また、貸借対照表においては、子会社等に対する金銭債権および子会社の株式等（計算書類規則9条と23条）、損益計算書において子会社との取引（計算書類規則40条）等の開示が要求されている。なお、連結財務諸表を作成している場合は、連結対象子会社および持分法適用会社の数を明示した上で連結数値を記載することとしている。これらの条項に関しては、証券取引法の下で作成された連結財務諸表のように企業集団の財政状態等についての総合的な開示ではないが、その要約数値が商法計算書類においても開示されていることを意味する。

岸田雅雄「会計会社法」中央経済社、1996、208頁。

片山英木「連結会計実務詳解」COFRI 実務研究叢書、中央経済社、1997、305-308頁。

- (9) 連結納税制度とは、支配従属関係にある関係法人グループ(アメリカの場合は議決権の80%以上の所有関係を基準としている。)を1つの課税単位とみなし、当該関係法人グループを構成する個々の企業の損益を通算して申告納税する制度をいう。
- (10) 伊藤邦雄「会計制度のダイナミズム」岩波書店、1996、467頁。
- (11) 宮島 司「商法連結決算と連結納税制度」経理情報№819、42頁。
- (12) 小野武美「連結利益と個別利益の乖離問題」企業会計47巻7号、61頁。
- (13) 岸田雅雄「商法における連結規定の導入について」企業会計47巻7号、37頁。
- (14) 伊藤邦雄「会計制度のアーキテクチャー革新」企業会計48巻9号、21頁。
- (15) 味村 治「連結意見書と商法」企業会計19巻7号、65頁。
- (16) 味村 治「同上論文」66頁。
- (17) 岸田雅雄「結合企業会計の法的規制」有斐閣、1984、127頁。
- (18) 新株発行差止仮処分命令申立事件、東京地裁平(ヨ)20016号。
「判例時報」1496号、126頁。
- (19) 大磯明人「日本の連結決算制度の課題」企業会計48巻1号、51頁。
- (20) これは特定の会社の存在を全面的に否定するのではなく、その法人としての存在は認めながら、会社の法形態が法の目的を逸脱して利用された場合など特定の事案の解決に関してのみ、その法人格を排して背後にある実体をとらえ、これに即した法律的取扱いをなすべきことを意味するものである。法人被衣剥奪の法理ともいう。
- 谷口知平(監修)「法律用語の基礎知識」有斐閣、1981、220頁。
- (21) 岸田雅雄「前掲書」139頁。
- (22) 例えば、「商法への連結開示制度の導入は、証券取引法上、すでにその制度が機能しているのに、さらに、これを商法上設けるのは屋上屋を重ねるのではないか」という意見である。
経団連「株式会社の計算・公開に関する改正試案に対する意見」1980、岸田雅雄「トライアングル体制下の連結決算制度」企業会計48巻3号、34頁。
- (23) 最近の実証研究においても、一般には一流企業とみなされている企業でも、かなりの数の企業が、もし商法の配当規制が連結財務諸表に基づいて行われていたとしたら配当を実施できなかったが、現行の配当制限が個別財務諸表を基礎としているので、現実に配当を実施している。そのような企業をリストアップすると、次の表の通りである。

連結貸借対照表で「その他の剰余金」がないのに配当を実施した企業

(カッコ内の数字は該当年度)

三井鉱山(87)、住友石炭鉱業(90~95)、鐘紡(84~93)、帝国繊維(84、85)、セツツ(92)、三井東 庄化学(87)、昭和電工(85~90)、日本カーバイド工業(95)、科研製薬(90~95)、ツムラ(94、 95)、三菱石油(83、86)、ジャパンエナジー(95)、佐々木硝子(93、94)、日本重化学工業(89)、 三菱マテリアル(82~85、87)、同和鉱業(90、92~95)、住友重機械工業(80~82)、石井鐵工所 (84)、東洋運搬機(85、86、89)、フジテック(86)、ジューキ(93、94)、ミネベア(92、94、95)、 アイワ(79~83、91、92)、ケンウッド(80、81、84~86)、クラリオン(84、85、90~92)、ティア ック(80)、ヤマハ発動機(86)、ミノルタ(92)、タカラ(95)、伊藤忠商事(80、82~84)、丸紅 (82~84、86~88)、ニチメン(79)、蝶理(92)、服部セイコー(95)、大倉商事(93)、野崎工業 (92)、阪和興業(94)、ザ・トーカイ(94、95)、サンリオ(94)、トステムビバ(95)、そごう(95)、 井筒屋(94)、ダイエー(85~93、95)、エルカクエイ(90~95)、大京(95)、京成電鉄(90、91)、第 一中央汽船(78)、全日本空輸(94、95)、パスコ(94)	以上49企業、132事業年度
--	----------------

- 桜井久勝, 石川博行「連結財務諸表の情報提供機能と利害調整機能」会計, 151巻4号, 38頁。
- (24) Lee T.A. and R.H.Parker, *The Evolution of Corporate Financial Reporting*, Nelson, 1979, 128-129P.
- (25) 浜本道正「日本企業の支配形態と会計システム」JICPA ジャーナル, 458号, 33頁。
- (26) 通説とは異なり, アメリカでの最初の連結財務諸表は通説よりも古く1880年代のアメリカ鉄道業においてであるという研究もある。
小栗崇資「連結利益の配当可能性をめぐる史的考察」産業経理, 54巻2号, 62-74頁。
なお, アメリカにおける連結会計の発展過程については, 下記の文献を参照
会田義雄「アメリカ連結会計の若干の実態」産業経理38巻3号, 48-51頁。
山地範明「連結会計の生成と発展」中央経済社, 1997, 4-10頁。
- (27) 白鳥庄之助「連結の基本的フィロソフィー」産業経理, 25巻6号, 84頁。
- (28) 松村直季, 田川利一「アメリカにおける連結財務諸表制度と連結納税制度」経理情報No828, 78頁。
- (29) 高須教夫「アメリカ連結会計論」森山書店, 1992, 39頁。
- (30) Cintas v.American Car and Foundry Co. 事件の詳細については, 下記の文献を参照
白鳥庄之助 (訳)「ムーニッツ連結財務諸表論」同文館, 1964, 16頁。
- (31) この会計宣誓供述書の要約については, 下記の文献を参照
Cintas v.American Car and Foundry Co., *Journal of Accountancy*, vol.74, Oct. 1942, 380-383 P.
- (32) Fiflis, T.J., Accounting for Mergers, Acquisitions and Investments, in a Nutshell: The Interrelations of, and Criteria for, Purchase or Pooling, the Equity Method, and Parent-Company-Only and Consolidated Statements, *The Business Lawyer*, vol.37, November 1981, 124P.
- (33) AICPA, APB Opinion No.18, *The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*, 1971.
- (34) 日本公認会計士協会国際委員会訳「AICPA 会計原則審議会意見書」大蔵財務協会, 1978, 343頁。
- (35) 持分法が発生主義会計の適用であるとすれば, 持分法は被投資会社の営業および財務の方針に重要な影響を与えるかどうかにかかわらず, すべての長期株式投資に対して, 持分法の適用を拡張すべきであるとし, APB 意見書18号による20%持株基準は理論的根拠を欠く基準であるという批判もある。
Neuhausen, B.S., "Consolidation and the Equity Method-Time for an Overhaul", *Journal of Accountancy*, Feb. 1978, 62P.
- (36) 伊藤邦雄「前掲書」467-498頁。
この2つの州法の配当可能利益計算規定については, 上記の文献が詳細に検討している。
- (37) Baker, R.J., Dividends of Combined Corporations: Some Problems under Accounting Research Bulletin No.48., *Harvard Law Review*, vol.72, 494P.
- (38) Hackney W.P., Financial Accounting for Parents and Subsidiaries-A New Approach to Consolidated Statements, *University of Pittsburgh Law Review*, vol.25, Oct. 1963, 9P.
- (39) Ibid, 22P.
- (40) 江頭憲治郎「会社の支配・従属関係と従属会社少数株主の保護(1)-アメリカ法を中心として-」法学協会雑誌96巻12号, 49頁。
- (41) 醍醐 聰「連結財務諸表による配当規制の限界と不合理性」会計, 130巻5号, 64頁。
- (42) 並木俊守「キャルフォルニヤ会社法の配当規制」企業会計, 30巻4号, 69頁。
- (43) Ackerman T.C. and J.K. Sterrett, California's New Approach to Dividends and Reacqui-

tions of Shares, *UCLA Law Review*, vol.23, 1080-1081P.

- (44) Harry Buttimer, Dividends and the Law, *Accounting Review*, July 1961, 434P.
- (45) Ackerman T.C. and J.K. Sterrett, op. cit., 1060-1063P.
- (46) 伊藤邦雄「前掲書」477-478頁。
- (47) 清水忠之「連結財務諸表と利益配当」ジュリスト No.773, 129頁。
- (48) 江頭憲治郎, 森本 滋, 神田秀樹, 柴田和史, 吉原和志「わが国会社法制の課題—21世紀を展望して—」商事法務 No.1445, 28頁。

